

宇陀市障害者活躍推進計画

機関名	宇陀市(市長部局・教育委員会部局)
任命権者	宇陀市長・宇陀市教育委員会教育長
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年)
宇陀市における障害者雇用に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ○宇陀市においては、宇陀市教育委員会との特例認定により、両機関を合わせて障害者任免状況通報を行っている。 ○採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取り組みが必要である。 ○本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、該当年6月1日時点の法定雇用率を上回ることを目標とする。
② 定着に関する目標	障害のある職員が、その能力を十分に発揮していくためには、障害の特性や本人の希望等に応じて無理なく安定的に働くことができる職場づくりが必要である。個々の障害特性に配慮した環境と仕事を確保するとともに、定期的な面談の実施等、職場定着のための取り組みを行う。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として市長公室人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の能力や希望を踏まえ、所属長との人事評価の面談の際に障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望等も踏まえ、過度

宇陀市障害者活躍推進計画

	にならない範囲で業務選定や職務の創出等について検討を行う。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談または人事評価の面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
④ その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。